

入 札 説 明 書

沖縄県が発注する救護所用空気膨張式テント及び空港用救急医療資器材に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成23年12月 5 日

2 入札に付する事項

- (1) 物品の名称及び数量 救護所用空気膨張式テント 3 張
空港用救急医療資器材 一式
- (2) 物品の特質等 仕様書による
- (3) 納入の期限 平成24年 3 月21日
- (4) 納入の場所 新石垣空港

3 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定（昭和47年沖縄県告示第69号）（以下「規定」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

4 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 入札及び契約に関すること
沖縄県土木建築部新石垣空港課 業務環境班
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（県庁行政棟10階）
電話番号098-866-2796
- (2) 上記(1)以外に関すること
沖縄県土木建築部新石垣空港課 企画整備班
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（県庁行政棟10階）
電話番号098-866-2796

5 現場説明会 実施しない。

6 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答は書面により行うこととする。

- (1) 提出期間
平成23年12月 5 日（月曜日）から12月12日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
4 (2)に定めるところにより提出する。

(3) 提出方法

持参又はファクシミリ送信により提出すること。

(4) 回答方法 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期 間：回答日から同年12月21日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 閲覧場所：沖縄県土木建築部新石垣空港課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁行政棟10階）

7 入札参加資格審査申請書の提出等

(1) 入札参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類（以下「資格審査資料」という。）を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。当該資格の確認は、資格審査資料提出期限の最終日をもって行う。

なお、期限までに資格審査資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 資格審査資料の提出期間

平成23年12月5日（月曜日）から同年12月15日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 資格審査資料の提出場所

沖縄県土木建築部新石垣空港課 業務環境班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁行政棟10階）

電話番号098-866-2796

(4) 資格審査資料の提出方法 持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は7(2)までに必着のこと。

(5) 資格審査資料の作成

提出書類は、次に掲げる書類とする。

ア 規定に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書 2部

イ 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号） 2部

(6) 提出された資格審査資料は、返却しない。

(7) 競争入札参加資格の審査結果

一般競争入札参加資格審査結果通知書により申請者あて通知する。

8 入札の方法

(1) 入札書の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札日時及び提出場所

平成23年12月22日（木曜日）午後 2 時
沖縄県土木建築部第 1 入札室（県庁行政棟11階）
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

(3) 提出方法

提出場所に直接持参すること。

(4) その他

入札の際に 7 (7)に掲げる一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。

9 入札及び開札の立会い等

- (1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

10 入札保証金に関する事項

- (1) 「入札保証金説明書」による

11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

12 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

13 その他

(1) 契約締結時期

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨

(3) 最低制限価格の有無 設定しない。

(4) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低価格を持って入札した者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 再度入札等

ア 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入札及び開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。

イ 12における無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。

(6) 入札参加者は、「入札説明書」及び「入札保証金説明書」を熟読の上、入札に参加すること。